

議案第60号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下	知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下

「借受者」という。) が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
看護職員修学資金	県内における看護職員(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下の項において同じ。)の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大	1 看護職員養成施設(看護職員養成施設を卒業し、1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の

「借受者」という。) が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
看護職員修学資金	県内における看護職員(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下の項において同じ。)の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大	1 看護職員養成施設(看護職員養成施設を卒業し、1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の

		<p>臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ～リ 略 ヌ 看護職員養成施設</p>		<p>臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p>	
		<p>2 大学院の修士課程（大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程）を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（ニに掲げる施設に</p>			<p>2 大学院の修士課程（大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程）を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（ニに掲げる施設に</p>		

		<p>あっては、保健師の業務に限る。) 又は看護教員の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p> <p>イ～ヘ 略 ト 看護職員養成施設</p> <p>略</p> <p>略</p>		<p>あっては、保健師の業務に限る。) に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p> <p>イ～ヘ 略</p> <p>略</p> <p>略</p>	
看護職員奨学金	県内における看護職員(法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。)の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)において看護学を専攻する者(地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。)で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするも	1 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び第3号において同じ。)以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員(病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間の全	債務の全部(第1号口の場合にあっては、債務の2分の1)	看護職員奨学金 県内における看護職員(法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。)の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)において看護学を専攻する者(地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。)で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするも	債務の全部(第1号口及び第3号において同じ。)以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員(病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間の全

		のに対して貸し付ける資 金	てを勤務し、かつ、1 週間当たり32時間以上 勤務する看護職員をい う。以下同じ。) 又は 常勤の看護教員の業務 に従事し、当該施設に おいて引き続き6年間 その業務に従事したと き。			のに対して貸し付ける資 金	てを勤務し、かつ、1 週間当たり32時間以上 勤務する看護職員をい う。以下同じ。) 又は <u>常勤の看護教員 (看護 職員養成施設に常勤職 員として採用された者 で、看護学分野の科目 を担当し、専ら学生又 は生徒の指導又は教育 に従事するもの)</u> をい う。以下同じ。) の業 務に従事し、当該施設 において引き続き6年 間その業務に従事した とき。		
			イ～ト 略				イ～ト 略		
		略				略			
医 師 養 成 確 保	県内における医師の確 保を図るため、大学（学 校教育法第1条に規定す る大学をいい、学校法人 自治医科大学を除く。以 下この項において同	1 大学を卒業した日の 属する年度の翌年度の 初日から起算して2年 (災害、疾病その他や むを得ない理由により 知事が必要と認めたと	略		医 師 養 成 確 保	県内における医師の確 保を図るため、大学（学 校教育法第1条に規定す る大学をいい、学校法人 自治医科大学を除く。以 下この項において同	1 大学を卒業した日の 属する年度の翌年度の 初日から起算して2年 (災害、疾病その他や むを得ない理由により 知事が必要と認めたと	略	

奨学金 じ。)において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

きは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間（当該期間が9年を超える場合にあって

奨学金 じ。)において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

きは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあっては、9年）とし、災

は、9年)とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間とする。)内に、指定病院等において常勤医師(当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあっては、6年))以上通算して従事したとき。

2 前号に規定する業務に従事する期間中に、

害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)内に、指定病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあっては、6年))以上通算して従事したとき。

2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上

		業務上の事由により死 亡し、又は業務に起因 して精神若しくは身体 に著しい障害を受けた ためその業務に従事す ることができなくなっ たとき。			の事由により死亡し、 又は業務に起因して精 神若しくは身体に著し い障害を受けたためそ の業務に従事するこ とができなくなったと き。	
		略			略	
略						略
備考 略						備考 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例本則の表

の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合の債務の免除について適用する。